

2020年5月7日
大林ファシリティーズ株式会社

緊急事態宣言の期間延長に伴う当社対応について

大林ファシリティーズでは、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言の期間が延長されたことを受け、5月31日までの間、全ての拠点で常設部門においては「原則として」、管理事務所および工事事務所においては「可能な限り」テレワークによる在宅勤務を実施いたします。

大林ファシリティーズは今後も関係者の皆様の安全確保のため感染拡大防止に努めると共に、事業を継続してまいります。

以上